

平成 2 8 年度

地方公共団体の財政健全化に 関する法律の算定結果

平成 3 0 年 3 月

日野市 企画部 財政課

(目 次)

(1) 地方公共団体の財政健全化に関する法律について	4
(2) 健全化判断比率について	5
(3) 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率の状況 総括	6
(4) 日野市の健全化判断比率の推移	7
(5) 多摩地域 26 市の健全化判断比率の比較	9
(6) 各指標の解説	
① 実質赤字比率	1 1
② 連結実質赤字比率	1 3
③ 実質公債費比率	1 4
④ 将来負担比率	1 7
⑤ 資金不足比率	1 9

（１）地方公共団体の財政健全化に関する法律について

- 平成１９年６月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）が成立し、平成２１年４月から全面施行されました。
- 旧法は昭和３０年の法律であり、５２年ぶりの改正でした。
- これまでの制度（旧法）の課題を踏まえて、地方公共団体が「財政破たん」した場合の対応から、それを予防するための仕組みを設けたことなどが大きな特徴です。

○ 旧法との相違点から見た財政健全化法の特徴**① 早期是正の仕組み**

地方公共団体は住民の暮らしを担っており、住民生活に重大な影響を与える「財政破たん」を招くようなことがあってはなりません。
財政が破たんする前に、それをどのように避けるかの予防措置が設けられました。

② 対象となる会計範囲の拡大

地方公共団体の会計には、一般会計のほかに複数の特別会計があり、組織も一部事務組合や公社・第三セクターなどがあります。
親会社（一般会計）だけでなく、関連会社（特別会計など）を含めた財政の全体像を見るようになりました。

③ 財政状況を判断する方法

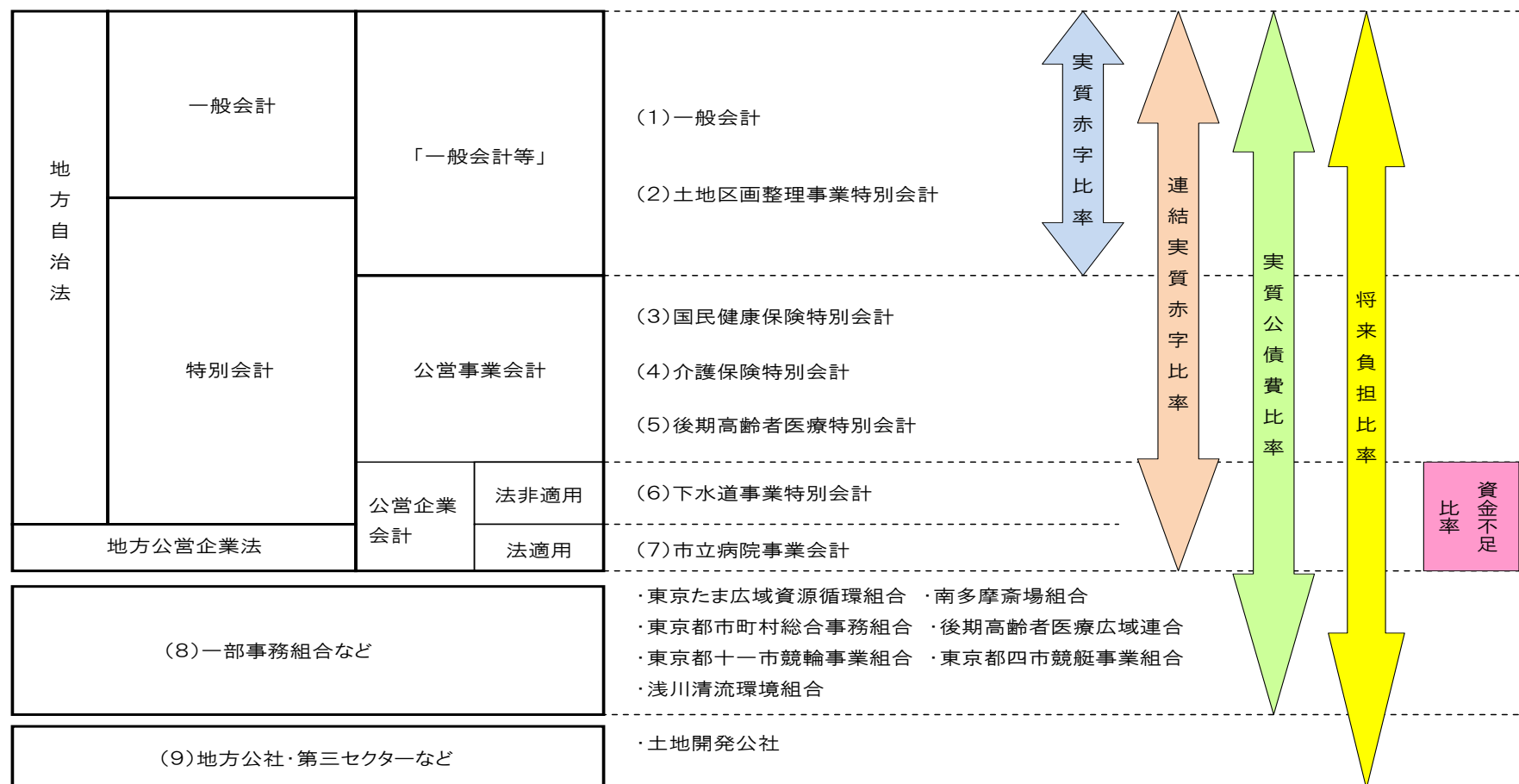
地方公共団体の借金は収入であり、借金をすれば収入が増える場合があります。しかし、収入が増えても将来の借金の返済が増えるため、過大な将来負担を招く恐れもあります。
このため、単年度の現金収支（フロー）だけでなく、ストック（負債等）の状況も見erようになりました。

④ 情報開示

分かりやすい財政情報の開示や正確性を担保する手段が不十分だったため、監査委員の審査や議会への報告、住民への公表が義務付けられました。

(2) 健全化判断比率について

- 財政健全化法は、地方公共団体の財政が破たんする前に、早期の是正措置を行うことを目的にしています。
- このため、4つの健全化判断比率を算定して、早期健全化基準（イエローカードに例えられます）、財政再生基準（レッドカードに例えられます）に達した場合は、是正に向けた計画を作成することが義務付けられています。
- 4つの健全化判断比率と対象となる会計の範囲は、以下のとおりです。



(3) 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率の状況

総括

- 平成 28 年度決算に基づく「健全化判断比率」は、4 つの指標すべてが健全段階にあります。
- また、公営企業の「資金不足比率」は黒字となっており、算定されていません。

※ 表中の「－」（バー表示）は、対象の指標が算定されない場合に記載しています。

健全化判断比率

(単位：％)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
日野市算定数値	－（▲6.68）	－（▲12.00）	▲1.1	17.3
早期健全化基準※1	11.62	16.62	25.0	350.0
財政再生基準※2	20.00	30.00	35.0	

※1 地方公共団体の自主的な改善努力による健全化の段階です。

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上になると、財政健全化計画を策定しなければなりません。

※2 国などの関与による確実な財政再生の段階です。

健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上になると、財政再生計画を策定しなければなりません。

資金不足比率

区 分	特別会計の名称	資金不足比率（％）	事業の規模（千円）
日野市算定数値	下水道事業特別会計	－	2,370,902 千円
	市立病院事業会計	－	7,431,658 千円
経営健全化基準※3		20.00	

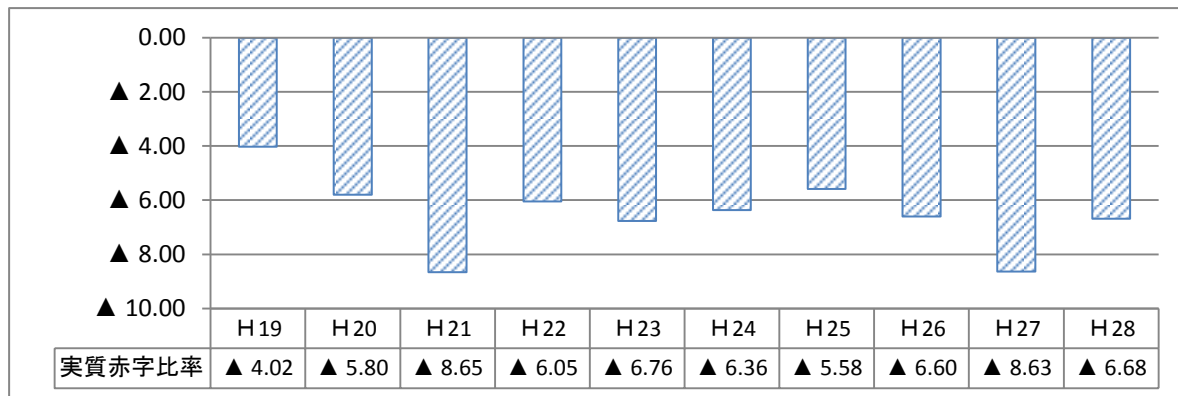
※3 資金不足比率が経営健全化基準以上になると、経営健全化計画を策定しなければなりません。

(4) 日野市の健全化判断比率の推移

① 実質赤字比率

(一般会計等における赤字の深刻さ)

(単位：%)

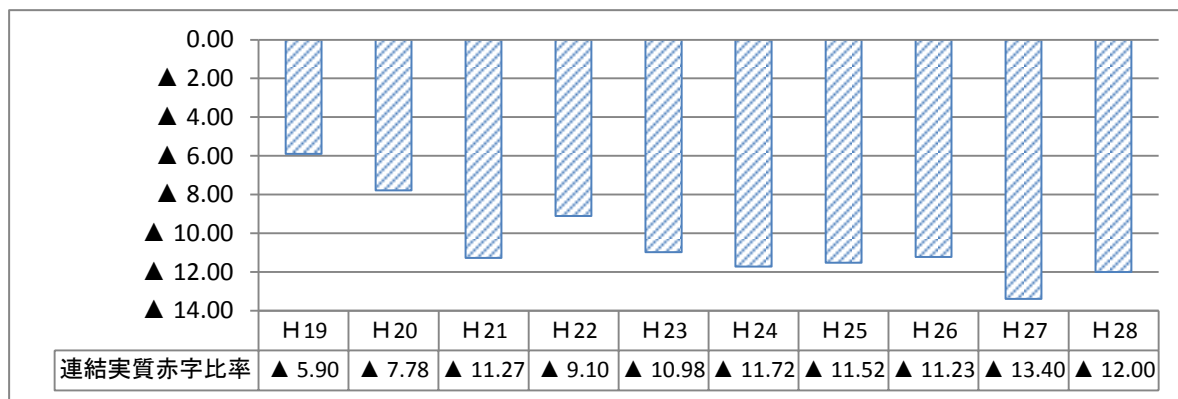


○ これまで実質赤字はなく、数値もほぼ同様の水準で推移しています。

② 連結実質赤字比率

(全会計(市全体)における赤字の深刻さ)

(単位：%)

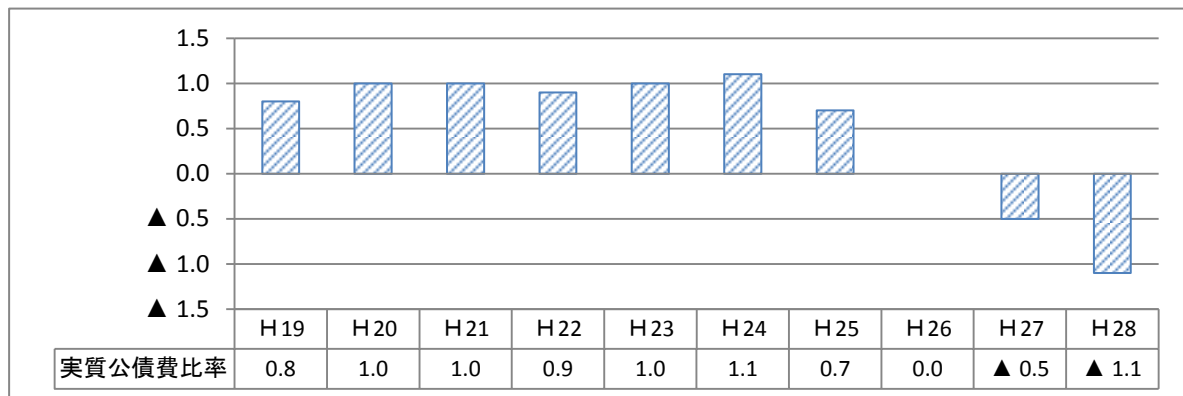


○ これまで連結実質赤字はなく、数値もほぼ同様の水準で推移しています。

③ 実質公債費比率

(現在における借金返済額の負担の大きさ)

(単位：％)

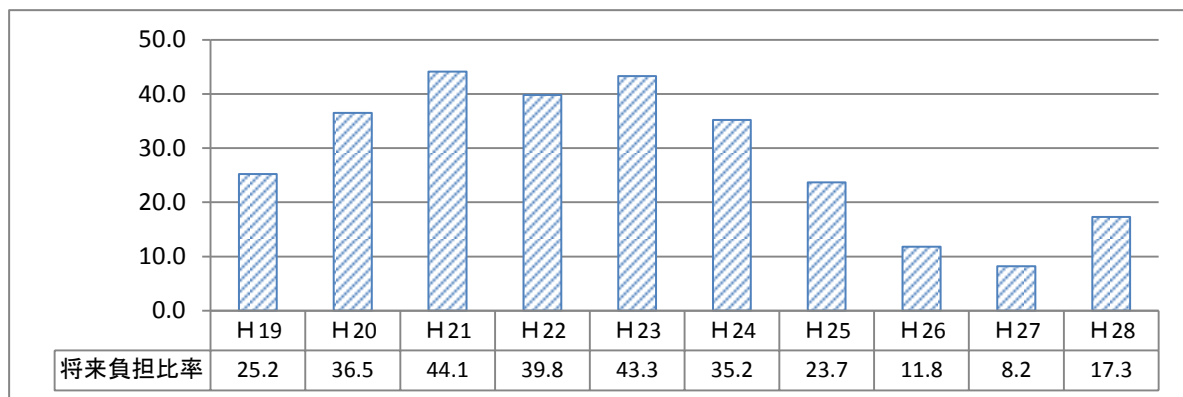


- 実質公債費比率は平成19年度から24年度までは1.00%前後で推移していましたが、平成25年度以降減少しています。
- 地方債（借金）の借り入れの抑制に努めてきたことから公債費（借金の返済）が減少傾向にあること、市税や都税交付金が増加していること（実際は減少していますが標準財政規模という指標上は増加している）が主な要因です。

④ 将来負担比率

(今後返済すべき借金の負担の大きさ)

(単位：％)

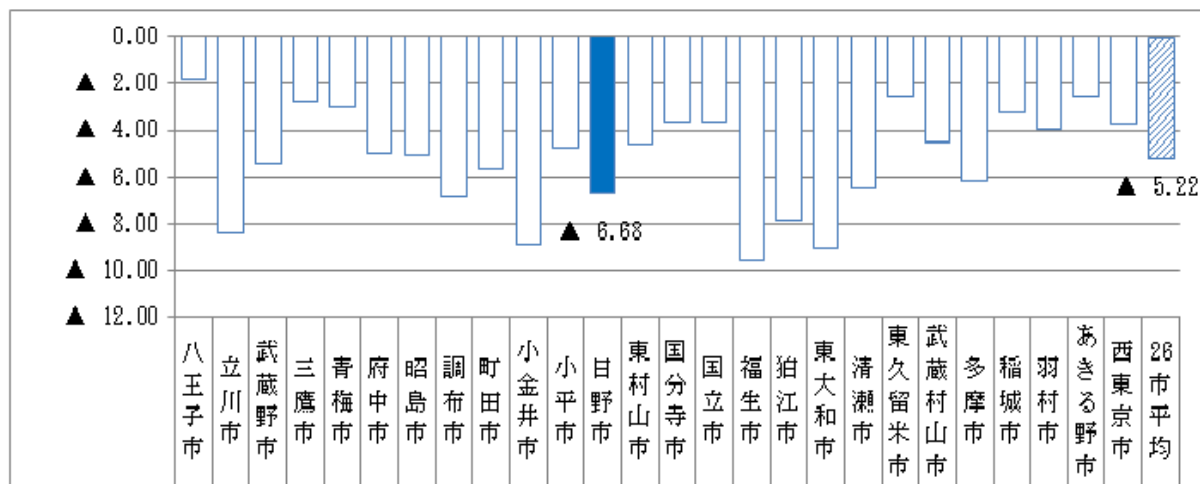


- 将来負担比率は平成21年度から24年度までは40%前後で推移していましたが、平成25年度以降減少傾向にあります。
- 平成28年度は、公営企業の企業債残高の減などから将来負担額は減少していますが、基金などの将来負担額に充当できる財源がより減少したことなどから、指標としては悪化しています。

(5) 多摩地域26市の健全化判断比率の比較

① 実質赤字比率

(単位：%)

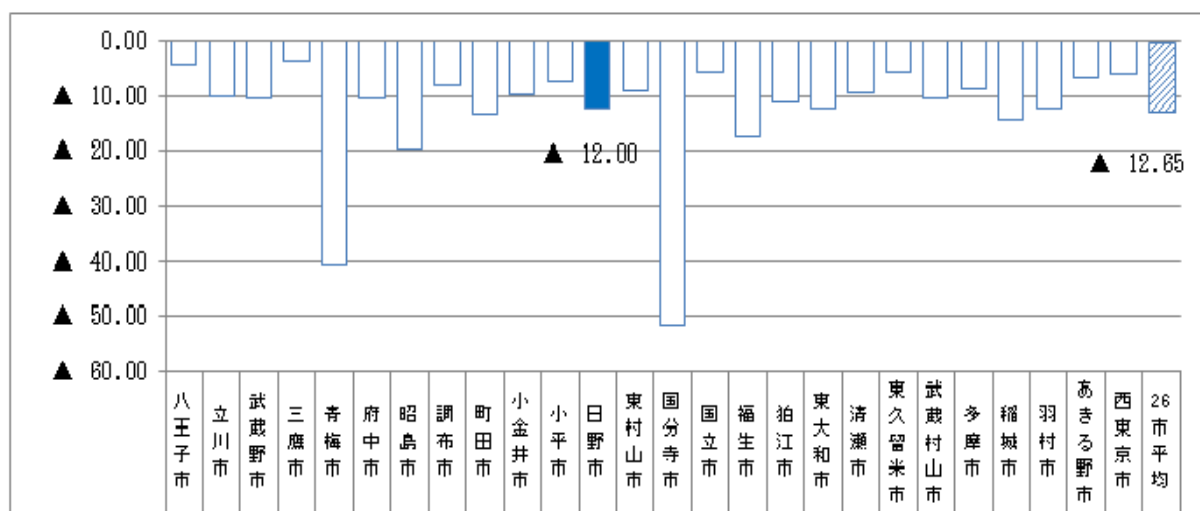


○ 26市すべてが黒字で、実質赤字比率は算定されていません。

○ 日野市の実質赤字比率は、低い方から7位となっています。

② 連結実質赤字比率

(単位：%)

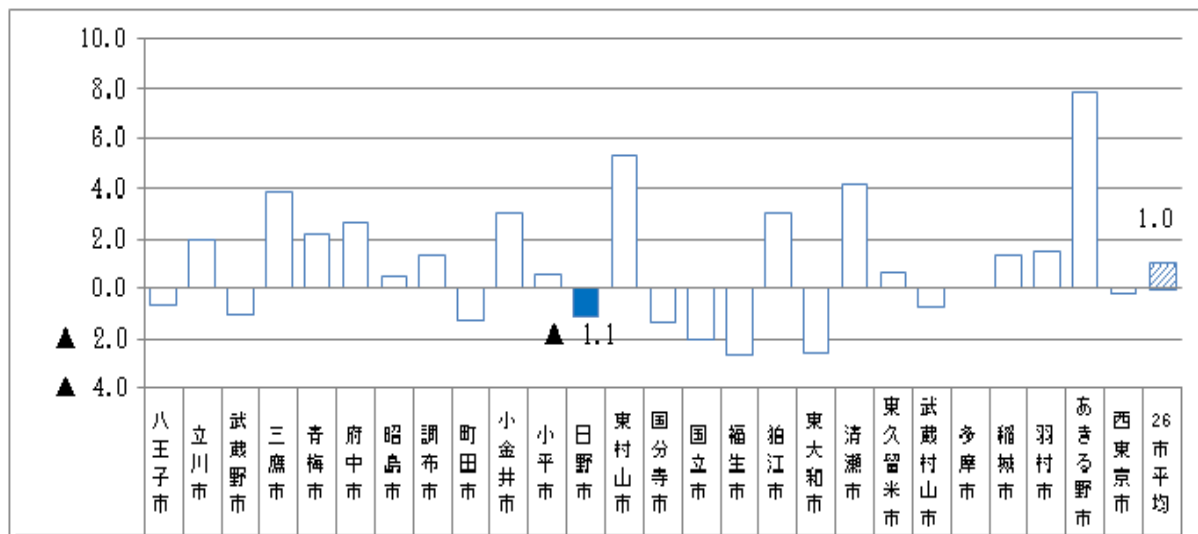


○ 26市すべてが黒字で、連結実質赤字比率は算定されていません。

○ 日野市の連結実質赤字比率は、低い方から9位となっていますが、平均的な数値となっています。

③ 実質公債費比率

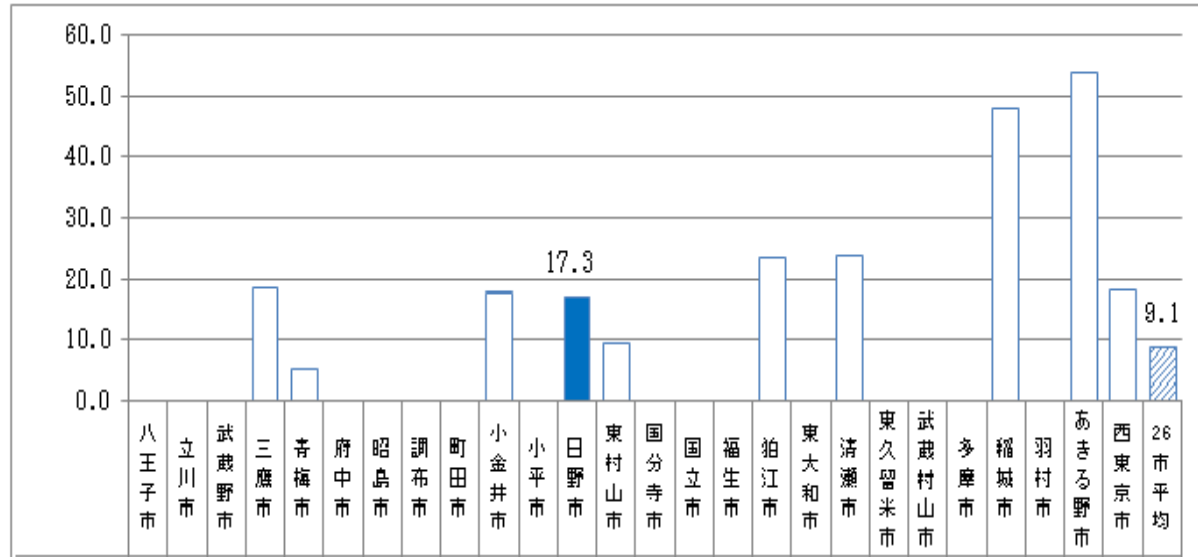
(単位：%)



- 26市のうち、10市が0以下、16市が0を上回っています。
- 日野市の実質公債費比率は、低い方から6位となっています。

④ 将来負担比率

(単位：%)



- ※ 将来負担比率が算定されない場合は、0として扱っています。
- 26市のうち、16市は将来負担比率が算定されていません。
 - 日野市の将来負担比率は、高い方から8位となっていますが、16市で将来負担比率が発生していないことを踏まえると、やや高い水準となっています。

(6) 各指標の解説

① 実質赤字比率

○ 指標の意味

- ・一般会計等を対象にした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表します。
- ・実質赤字額を標準財政規模と比較することで、赤字の深刻度合いを把握します。
- ・フロー指標であり、翌年度の税收等が決算年度と同様であれば、その何%を実質赤字額の補てんに回さなくてはならないかを示しています。
- ・この比率が高くなると、翌年度における歳入増や歳出減によって赤字を解消することが困難になります。

○ 家計に例えると

- ・家計に例えると、世帯の年収から支出を引いて赤字額（黒字額）を計算し、世帯の赤字が世帯の年収に対してどのくらいの割合であったかを表します。
- ・簡略的な計算式で表すと

$$\blacktriangle (\text{年収} - \text{支出}) \div \text{年収} \times 100 (\%)$$
 となります。
- ・赤字の場合は正の数、逆に黒字の場合は負の数で表します。
- ・年収600万円の世帯で630万円の支出の場合（30万円の赤字）
- ・実質赤字比率は5.00%となります。

世帯の年収 ①	世帯の支出 ②	世帯の収支 ③ = ① - ②	実質赤字比率 $\blacktriangle ③ / ①$
600万円	630万円	$\blacktriangle 30$ 万円	5.00%

- ・年収600万円の世帯で550万円の支出の場合（50万円の黒字）
- ・実質赤字比率は、赤字が発生しておらず黒字のため「-」（バー表示）となりますが、 $\blacktriangle 8.33\%$ （黒字の8.33%）と表すことがあります。

世帯の年収 ①	世帯の支出 ②	世帯の収支 ③ = ① - ②	実質赤字比率 ④ = $\blacktriangle ③ / ①$
600万円	550万円	50万円	- ($\blacktriangle 8.33\%$)

○ 日野市の算定結果

(実質赤字比率の計算式)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{①一般会計等の実質赤字額}}{\text{②標準財政規模}}$$

① 一般会計等の実質赤字額

一般会計等とは日野市の場合、一般会計と土地区画整理事業特別会計が該当します。実質赤字額とは単純な歳入と歳出の差引額から、翌年度に繰り越した事業の財源としてとっておくための繰越明許費繰越額などを除いた実質収支額が基本になります。

② 標準財政規模

標準財政規模とは、市税（目的税を除く）、地方譲与税、都税交付金、普通交付税などの一般財源ベースで地方公共団体の標準的な財政規模（税収等の大きさ）を示す財政指標です。

普通交付税の基準財政収入額をベースにしているため、実際の日野市の税収等の予算額・決算額とは異なりますが、全国同じルールで求めています。

健全化判断比率をはじめ様々な財政指標の算出に用いられています。

(実質赤字比率の算定結果)

- 実質赤字額は生じておらず、判断比率は「－」（バー表示）となり、早期健全化基準（11.62%）を下回っています。
- 標準財政規模に対して、6.68%の黒字額となっています。

一般会計等の実質赤字額 ①	標準財政規模 ②	実質赤字比率 ③＝①／②
▲2,304,870 千円（黒字）	34,485,847 千円	「－」（▲6.68%（黒字））

①の内訳

一般会計の実質赤字額	土地区画整理事業特別会計の 実質赤字額
▲2,091,684 千円（黒字）	▲213,186 千円（黒字）

② 連結実質赤字比率

○ 指標の意味

- ・全会計を対象にした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率を表します。
- ・全会計の赤字・黒字の要素を合算して標準財政規模と比較することで、市全体として見た収支における赤字の深刻度合いを把握します。

○ 家計に例えると

- ・家計に例えると、生計をともにする親子2世帯で、親子それぞれの世帯の年収から支出を差し引いて、親子それぞれの収支を合計します。
- ・2世帯合計の収支で赤字額（黒字額）を計算し、親子世帯全体の赤字が親世帯の年収に対してどのくらいの割合であったかを表します。
- ・簡略的な計算式で表すと

$$\{ \blacktriangle (\text{親世帯の年収} - \text{親世帯の支出}) + \blacktriangle (\text{子世帯の年収} - \text{子世帯の支出}) \} \div \text{親世帯の年収} \times 100 (\%)$$
 となります。
- ・赤字の場合は正の数、逆に黒字の場合は負の数で表します。
- ・親世帯の年収が600万円で支出が580万円、子世帯の年収が500万円で支出が540万円の場合（親子世帯全体では20万円の赤字）
- ・連結実質赤字比率は3.33%となります。

親世帯の年収 ①	親世帯の支出 ②	親世帯の収支 ③ = ① - ②
600万円	580万円	20万円

子世帯の年収 ④	子世帯の支出 ⑤	子世帯の収支 ⑥ = ④ - ⑤
500万円	540万円	▲40万円

親子世帯全体の 収支 ⑦ = ③ + ⑥	連結実質 赤字比率 ⑧ = ▲⑦ / ①
▲20万円	3.33%

○ 日野市の算定結果

（連結実質赤字比率の計算式）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{①連結実質赤字額}}{\text{②標準財政規模}}$$

① 連結実質赤字額

会計によって予算決算の会計方式が異なっているため、次のとおり計算します。

連結実質赤字額 = 全会計の赤字要因 - 全会計の黒字要因

赤字要因：公営企業以外の実質赤字額＋公営企業の資金不足額

黒字要因：公営企業以外の実質黒字額＋公営企業の資金剰余額

（連結実質赤字比率の算定結果）

- 連結実質赤字額は生じておらず、判断比率は「－」（バー表示）となり、早期健全化基準（16.62％）を下回っています。
- 標準財政規模に対して、12.00％の黒字額となっています。

連結実質赤字額 ①	標準財政規模 ②	連結実質赤字比率 ③＝①／②
▲4,140,685 千円（黒字）	34,485,847 千円	「－」（▲12.00％（黒字））

①の内訳

一般会計等の実質赤字額	国民健康保険特別会計の 実質赤字額	介護保険特別会計の 実質赤字額
▲2,304,870 千円（黒字）	▲147,486 千円（黒字）	▲213,351 千円（黒字）

後期高齢者医療特別会計の 実質赤字額	下水道事業特別会計の 資金不足額	市立病院事業会計の 資金不足額
▲70,867 千円（黒字）	▲102,026 千円（黒字）	▲1,302,085 千円（黒字）

③ 実質公債費比率

○ 指標の意味

- ・市全体の公債費（借金の返済・元利償還金）と市が加入する一部事務組合の公債費のための負担金など、実質的な借金返済額の標準財政規模に対する比率の3ヵ年平均です。
- ・実質赤字比率や連結実質赤字比率と同様にフロー指標で、決算年度の税収等のうちどのくらいの割合が借金返済等に使われているかを表しています。
- ・この比率が高くなるということは、税収等が借金返済等に使われる割合が高くなってしまい財政の弾力性が低下することを意味します。

○ 家計に例えると

- ・家計に例えると、生計をともにする親子2世帯で、親世帯が賃貸住宅経営を行っていて賃貸住宅の建設ローンを返済し、子世帯が自動車ローンを返済している場合、これらのローンの返済が親世帯の年収に対してどのくらいの割合であったかを表します。
- ・簡略的な計算式で表すと

$$\{(\text{賃貸住宅建設ローンの返済額} + \text{自動車ローンの返済額}) - \text{賃貸住宅の家賃収入}\} \div \text{親世帯の年収} \times 100 (\%)$$
 となります。
- ・親世帯の年収が700万円（家賃収入120万円を含む）で賃貸住宅建設ローンの返済額が100万円、自動車ローンの返済額が30万円の場合
- ・実質公債費比率は1.7%となります。

親世帯の年収 ①	賃貸住宅建設ローンの返済額 ②	自動車ローンの返済額 ③	家賃収入 ④
700万円	100万円	30万円	120万円

実質的なローン返済の負担額 ⑤ = ② + ③ - ④	家賃収入を除く親世帯の年収 ⑥ = ① - ④	実質公債費比率 ⑦ = ⑤ / ⑥
10万円	580万円	1.7%

○ 日野市の算定結果

(実質公債費比率の計算式)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{①地方債の元利償還金} + \text{②準元利償還金}) - (\text{③特定財源} + \text{④元利償還金・準元利償還金に係る普通交付税の基準財政需要額算入額})}{\text{⑤標準財政規模} - \text{④元利償還金・準元利償還金に係る普通交付税の基準財政需要額算入額}}$$

② 準元利償還金

企業会計（下水道・病院）や一部事務組合など一般会計等以外で行った借金の元利償還金に対する負担金、債務負担行為に基づく支出のうちPFIの施設費支払分など元利償還金に準じるものなど

③ 特定財源

目的税や使用料等の特定財源で元利償還金の財源に充てられるもの

④ 元利償還金・準元利償還金に係る普通交付税の基準財政需要額算入額

地方交付税法の規定により普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額（地方公共団体の負担とならないという考え方から、分子・分母の両方から控除する）

(実質公債費比率の算定結果)

- 実質公債費比率は▲1.1%となり、早期健全化基準（25.00%）を下回っています。

※ 下記の数値はすべて3ヵ年平均で算出しています。

元利償還金 ①	準元利償還金 ②	特定財源 ③
3,205,140 千円	2,038,315 千円	1,999,834 千円

基準財政需要額算入額 ④	標準財政規模 ⑤
3,598,222 千円	34,485,847 千円

分子 ⑥＝①＋②－③－④	分母 ⑦＝⑤－④	実質公債費比率 ⑧＝⑥／⑦
▲354,601 千円	30,887,625 千円	▲1.1%

④ 将来負担比率

○ 指標の意味

- ・将来負担する必要がある実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。
- ・これまでの3つの指標と異なるストック指標で、将来負担する必要がある実質的な負債を解消するためにすべての税收等を使った場合、何年分の税收等が必要かを表しています。
- ・この比率が高くなるということは、市の税收等の規模に比べて将来負担額が大きいということであり、今後、実質公債費比率が増大するなど行財政運営に影響する可能性が高くなります。

○ 家計に例えると

- ・家計に例えると、生計をともにする親子2世帯で、親世帯が賃貸住宅経営を行っていて賃貸住宅の建設ローンを返済し、子世帯が自動車ローンを返済している場合、借金の今後の返済見込額と貯金および家賃の今後の収入見込額の差額が、親の年収に対してどのくらいの割合であったかを表します。
- ・簡略的な計算式で表すと

$$\{(\text{賃貸住宅建設ローンの返済残高} + \text{自動車ローンの返済残高}) - (\text{貯金の残高} + \text{将来の家賃収入見込額})\} \div \text{親世帯の年収} \times 100(\%)$$
 となります。
- ・親世帯の年収が700万円（家賃収入120万円を含む）で賃貸住宅建設ローン返済残高が2,500万円、自動車ローン返済残高が300万円、貯金残高が100万円、将来の家賃収入見込額が2,600万円の場合
- ・将来負担比率は17.2%となります。

親世帯の年収 ①	賃貸住宅建設 ローン返済残高 ②	自動車ローン 返済残高 ③	家賃収入 ④
700万円	2,500万円	300万円	120万円

貯金残高 ⑤	将来の家賃収入 見込額 ⑥	負債 ⑦ = ② + ③	資産 ⑧ = ⑤ + ⑥
100万円	2,600万円	2,800万円	2,700万円

家賃収入を除く親世帯の年収 ⑨ = ① - ④	将来負担比率 ⑨ = (⑦ - ⑧) / ⑨
580万円	17.2%

○ 日野市の算定結果

(将来負担比率の計算式)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{①将来負担額} - \\ (\text{②充当可能基金額} + \text{③特定財源見込額} + \\ \text{④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{array}}{\begin{array}{l} \text{⑤標準財政規模} - \text{⑥元利償還金・準元利償還金に係} \\ \text{る普通交付税の基準財政需要額算入額} \end{array}}$$

① 将来負担額

一般会計等の地方債現在高、企業会計（下水道・病院）や一部事務組合など一般会計等以外で行った借金の元金償還に充てる負担見込額、職員の退職金支給予定額、第三セクターの負債など

② 充当可能基金額

将来負担額に充てることができる基金（市の貯金）

③ 特定財源見込額

将来負担額に充てることができる目的税や使用料等の特定財源

⑥ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

地方交付税法の規定により、将来負担額にかかる経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

(将来負担比率の算定結果)

- 将来負担比率は 17.3% となり、早期健全化基準（350.0%）を下回っています。

将来負担額 ①	充当可能基金額 ②	特定財源見込額 ③
72,311,648 千円	14,426,572 千円	16,246,161 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額④	標準財政規模 ⑤	元利償還金・準元利償還金に係る普通交付税の基準財政需要額算入額⑥
36,273,378 千円	34,485,847 千円	3,513,417 千円

分子 ⑦ = ① - ② - ③ - ④	分母 ⑧ = ⑤ - ⑥	将来負担比率 ⑨ = ⑦ / ⑧
5,365,537 千円	30,972,430 千円	17.3%

⑤ 資金不足比率

○ 指標の意味

- ・ 公営企業ごとの資金の不足額を事業の規模に対する比率で表します。
- ・ 公営企業の経営状況を表しますが、この比率が高くなると企業の事業規模に比べて累積した資金不足が生じており、その解消が困難な状況になります。

○ 家計に例えると

- ・ 家計に例えると、賃貸住宅経営を行っている場合、収入と必要経費を比べて、どのくらい収入が不足しているかを表します。
- ・ 簡略的な計算式で表すと

$$(\text{家賃収入} - \text{必要経費}) \div \text{家賃収入} \times 100 (\%)$$
 となります。
- ・ 家賃収入が400万円、修理などの必要経費が500万円の場合
- ・ 資金不足比率は25.00%となります。
- ・ 赤字の場合は正の数、逆に黒字の場合は負の数で表します。

家賃収入 ①	必要経費 ②	資金不足額 ③ = ① - ②	資金不足比率 ④ = ▲③ / ①
400万円	500万円	▲100万円	25.00%

○ 日野市の算定結果

（資金不足比率の計算式）

$$\boxed{\text{資金不足比率}} = \frac{\boxed{\text{①資金の不足額}}}{\boxed{\text{②事業の規模}}}$$

① 資金の不足額

地方公営企業法の適用企業か非適用企業かによって異なります。

日野市では、法適用：市立病院事業、法非適用：下水道事業

法適用企業：（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

法非適用企業：（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額

② 事業の規模

法適用企業： 営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業： 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

（資金不足比率の算定結果）

- 下水道事業、市立病院事業ともに資金の不足額は生じておらず、判断比率は「－」（バー表示）となり、経営健全化基準（20.00%）を下回っています。

下水道事業

資金の不足額 ①	事業の規模 ②	資金不足比率 ③＝①／②
▲102,026 千円（黒字）	2,370,902 千円	「－」（黒字のため）

市立病院事業

資金の不足額 ①	事業の規模 ②	資金不足比率 ③＝①／②
▲1,302,085 千円（黒字）	7,431,658 千円	「－」（黒字のため）

平成 2 8 年度 地方公共団体の財政健全化に
関する法律の算定結果

編集 日野市企画部財政課

〒191-8686 日野市神明一丁目 12 番地の 1

TEL 〔直通〕 042-514-8076

〔代表〕 042-585-1111 内線 4311～4313